



まじめなガス たのしいでんきセット割引約款

HTB エナジー株式会社

平成 30 年 5 月 1 日実施

目次

I	対象となるお客さま	2
II	本約款の変更	2
III	適用および期間	2
IV	適用開始の時期	2
V	料金	2
VI	セット割引の廃止等	2
VII	その他	2
	附則	2

「たのしいでんき」セット割引約款（以下、「本約款」といいます。）は、当社の商品である「まじめなガス」と「たのしいでんき」を、併せて契約された場合に適用される割引について定めたものとなります。

I 対象となるお客さま

次の条件をすべて満たすお客さまで、「まじめなガス」約款等および「たのしいでんき」約款等にご理解と承諾をしていただき、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 「たのしいでんき」セット割引（以下、「セット割引」といいます。）は、以下の「たのしいでんき」コースのいずれかと、「まじめなガス」を併せて契約されたお客さまに適用いたします。
 - イ. 「たのしいでんき」【ミッドナイトママトクコース・ママトクコース・朝ママトクコース】
 - ロ. 「たのしいでんき」【朝トク・ママトクコース】
 - ハ. 「たのしいでんき」【従量電灯 A5・B5・C5・シングルコース・ファミリーコース】
- (2) セット割引は、電気とガスの供給場所が同一、かつ、電気料金とガス料金のお支払いの口座が同一、である場合に適用いたします。

II 本約款の変更

- (1) 当社は、本約款につき、変更を行うことがあります。変更後においては、料金およびセット割引等、料金にかかわる変更については、原則として変更の直後の検針日の翌日から、変更後の本約款および料金表が適用されます。その他料金にかかわらない供給条件等については、変更を行った日から、変更後の本約款および料金表を適用いたします。
- (2) 当社は、本約款を変更する場合は、変更の内容を電子メール等による書面交付および当社 web サイトへの公示等を通じて、お客さまにお知らせいたします。ただし、当該変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない変更である場合には、当社は、当該変更をおこなう事項につき、電子メール等による書面を交付することなく、当社 web サイトへの公示をもって通知といたします。

III 適用および期間

- (1) セット割引は、お客さまからの「まじめなガス」または「たのしいでんき」へのお申込みがあり、I 対象となるお客さまにて定める条件をお客さまが満たすことを、当社にて確認したのち、適用いたします。
- (2) お客さまの「まじめなガス」「たのしいでんき」いずれかの契約が消滅した日に、セット割引は適用外となります。
- (3) お客さまの「まじめなガス」または「たのしいでんき」いずれかの契約期間満了の1ヵ月前までに、お客さま又は当社から、解除の意思表示がない場合は、セット割引は自動更新するものといたします。

IV 適用開始の時期

- (1) お客さまと当社との供給契約に基づき、「まじめなガス」および「たのしいでんき」双方の供給が開始された月を、セット割引の適用開始月といたします。

V 料金

- (1) セット割引は、セット割引が適用開始された月の、ガス料金から、次のセット割引額を差し引くものといたします。

(税込)

セット割引額	単価（円/月）
1 供給場所につき	100.00

- (2) 1 契約者において、電気とガスの供給場所が同一である供給場所が複数ある場合は、電気とガスの供給場所が同一である供給場所ごとに、セット割引を適用いたします。

VI セット割引の廃止等

- (1) お客さまがセット割引の廃止を希望される場合は、あらかじめ廃止期日を定めたくうえで、当社へ通知していただきます。なお、廃止期日は、「たのしいでんき」供給契約が消滅する場合を除き、お客さまからの通知日より後の検針日の翌日としていただきます。
- (2) I 対象となるお客さまにて定める条件を満たさなくなった日に、セット割引は適用外となります。

VII その他

- (1) セット割引額の日割計算は、まじめなガス供給約款における、基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。
- (2) 本約款に記載がない事項については、「まじめなガス」および「たのしいでんき」約款の定めるところによるものといたします。

附則

本約款は、平成30年5月1日から実施いたします。